

未だの如何の用事か私も少々不審に思ひ答められた。会社では女工の寮所には夜八時以後は、何人と雖も入れない事にしてあり、常務と女工の尾野某時と名を秘すか代々踏町の某球場のホーイとせし居る時から良からぬ噂もありましたので、争議中も沐文に会社の為めに注意しなれぬならぬと思つて注意するとは不都合な奴おと一喝され、私も「彼は会社の常務が常務に向つて注意するとは不都合な奴おと一喝され、私も常務と少々口論した。ところが翌日にあつて突然私も解職されたわけであらう。社内内部の腐敗といつたら問題にありませぬ。さういふ所から今度の争議も職工の憤慨する処と有り勃発したと言へませぬ。私は御大業も目近にありましたので一日も早く解決致したつと思つて居ました。かこん女事で問題になりませぬ。私共職工から去る九月三日社合民衆代表を職合会の幹部和田を解雇したの、大変悪く、極に憎ま水で居る言はず望し断る。今社には今後わんざ人と以て会社から呼ばれぬ。断然拒絶する」と固い決意を示して居た。

会社は盛人の標榜に於て

右の事を看うして今社に田中常務を打たせ、而合を避けて小林常務部長代つて面會して、地下探査は、新築費の返一時貸しと上と過かませんと、殊更に本問題に就いて諸事事を避けて居る一種之語を、居るに、地下探査に就て、工務部長が、職首になつて、会社には大に、新築費の返一時貸しと上と過かませんと、殊更に本問題に就いて、同様に、同社に、新築費の返一時貸しと上と過かませんと、殊更に本問題に就いて、

新築費の返一時貸しと上と過かませんと、殊更に本問題に就いて、

217

労務秘第三四九九號

昭和三年十一月五日

發言視總監 宮田光 雄

大禮

内務大臣 望月圭 以 殿
社 會 局 長 官 殿
京都大阪各府知事 殿

東京金銅會社、労働争議ニ関する件 (第九報)

要旨
一、双方ノ意見接近シ向者代表者ハ本月六日調停謀ニ出頭ノ旨
ニテ續解次ノ囑見又

ニ建國會員三名ハ宣傳ビラヲ配布セントシテ機束サル

一、標記争議團ニアリテハ其後特種ノ行動ナク持久戦ノ